

剪定枝、刈草搬入する場合の注意事項

江南丹羽環境管理組合

剪定枝、刈草を搬入される際には、下記のことを順守してください。
順守できない搬入者につきましては、搬入をお断りいたします。

記

●剪定枝、刈草の中に容器類等のごみを混入しない。

当組合に搬入された剪定枝、刈草は、破砕機にて細かく砕いた後、堆肥や土壌改良材に再生利用しております。容器類等のごみが混入すると大きな障害が発生します。

剪定枝、刈草置場に容器類等のごみを一緒に置かないようお願いいたします。

【ごみ混入事例１】

鉄パイプが混入していたため、破砕機が損傷し、一定期間破砕施設が使用できなくなった。また、多額の修理費用が発生した。

【ごみ混入事例２】

弁当の容器、菓子パンの袋、軍手、空き缶、ビニールひも等が混入しており、このままの状態では、堆肥・土壌改良材として再生利用できないため、職員が手作業にて取り除いた。

【ごみ混入事例３】

鉄パイプが混入していたため、職員が手作業にて取り除いた。

●その他

組合内の道路は、15km/時の速度制限や「止まれ」規制を設けております。お互いの安全のためにも制限や規則を守りましょう。